

☆\*\*\*\*\*

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（ ）      DB規約（ ）      DC（ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他（○）

### 【タイトル】2019年度、与党税制改正大綱について

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

自由民主党と公明党は、2018年12月14日、「平成31年度税制改正大綱」（※）を正式決定しました。

企業年金制度について具体的な改正はありませんが、「平成31年度税制改正の基本的考え方」および「検討事項」として、以下のとおり示されております。

※「平成31年度税制改正大綱」は、自由民主党HPに掲載されています。

<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

#### 1. 「平成31年度税制改正の基本的考え方」

「個人所得課税のあり方」として、以下2点示されております。

（「平成31年度税制改正大綱」13頁）

##### ①今後の個人所得課税改革の基本的方向性（一部抜粋）

- ・近年、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきた。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。

##### ②老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方（一部抜粋）

- ・老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。

- ・関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

②については、現在、政府税制調査会等で議論がなされており（※）、来年にかけて、専門家会合等によって、具体的な検討を進める方針とされています。

※2018\_14\_メルマガ 2018.10.25②【その他】政府税制調査会、老後の資産形成について議論

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/232\\_nenkin\\_magazine\\_20181025.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/232_nenkin_magazine_20181025.pdf)

## 2. 「検討事項」

年金課税について、「平成30年度税制改正大綱」に引続き、以下のとおり示されています。（「平成31年度税制改正大綱」121頁）

- ・年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

政府は年内に税制改正大綱を閣議決定し、2019年1月下旬に召集予定の次期通常国会にて、関連法案を提出する予定です。

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp